

東京都私立高等学校等就学支援金交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日
22 生文私振第 72 号
生活文化スポーツ局長決定

一部改正	平成 23 年 4 月 1 日	23 生私振第 2 号
一部改正	平成 23 年 7 月 1 日	23 生私振第 300 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日	25 生私振第 1373 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日	26 生私振第 1583 号
一部改正	平成 28 年 6 月 20 日	28 生私振第 504 号
一部改正	令和 5 年 3 月 24 日	4 生私振第 1816 号

第1 目的

この要綱は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）、同法施行令（平成 22 年政令第 112 号。以下「令」という。）及び同法施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「規則」という。）に基づき、東京都内に設置されている私立高等学校等（法第 2 条において定める高等学校等のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する国立学校及び公立学校を除いたものをいう。以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒又は学生がその授業料に充てるために支給される高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、教育に係る経済的な負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第2 交付対象

この要綱に定める就学支援金の交付対象は、法第 7 条の規定に基づき、受給権者（法第 4 条の規定により就学支援金の受給資格の認定を受けた生徒又は学生をいう。以下同じ。）に代わって就学支援金を受領する私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）とする。

第3 就学支援金の額

就学支援金の額は、法第 5 条に基づいて算定する。

第4 交付方法

就学支援金の交付は、原則として、6 月、9 月、12 月及び 3 月に概算払の方法により行う。

第5 交付の申請

就学支援金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第 1 号様式）に別に定める書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

第7 交付決定内容の変更

- 1 申請者は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 2 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

第8 実績報告書の提出

申請者は、申請に係る私立高等学校等に当該年度中在学した受給権者に関する各月初日の在学状況が全て確定したときは、実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

第9 申請の撤回

知事は、就学支援金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付した条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第10 交付の条件

就学支援金の交付の決定に当たっては、交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 就学支援金は、受給権者の授業料に充当するものとし、この目的以外に使用してはならない。
- (2) 就学支援金を受給権者の授業料へ充当するに当たっては、法の趣旨を踏まえ、適正に処理をしなければならない。
- (3) 設置している私立高等学校等に当該年度中在学した全ての受給権者に関する各月初日の在学状況については、会計年度ごとに4月1日から翌年3月31日までに確定しなければならない。
- (4) 知事が職員をして、就学支援金についての関係書類を調査させた場合又は就学支援金の支給事務についての遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、申請者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、就学支援金が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 申請者は、(5)の命令を受けた場合は、知事の指定する期日までに、就学支援金について交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 申請者は、第5、第7 1又は第8の規定により提出した書類の内容に錯誤がある

ことが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第 1 1 就学支援金の額の確定

知事は、第 8 の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告の内容が就学支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、申請者に通知する。

第 1 2 是正のための措置

知事は、第 1 1 の規定による審査によりその報告の内容が就学支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第 1 3 就学支援金の精算

申請者は、第 1 1 に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた就学支援金の精算をするものとする。

第 1 4 決定の取消し

- 1 知事は、交付の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当した場合は就学支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により就学支援金の交付を受けた場合
 - (2) 就学支援金を他の用途に使用した場合
 - (3) 就学支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (4) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反した場合
 - (5) 第 5、第 7 1 又は第 8 の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - (6) 第 1 0 (7) に規定する報告を受けた場合
 - (7) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- 2 1 の規定は、第 1 1 の規定による就学支援金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第 1 5 就学支援金の返還

- 1 知事が、第 1 4 1 の規定により就学支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に就学支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第 1 1 の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第 1 6 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 1 4 1 (1) から (5) までの規定により、就学支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、就学支援金の返還を命じたときは、申請

者は、当該就学支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該就学支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が、申請者に対し就学支援金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17 関係書類等の整備

申請者は、この就学支援金の支給事務に係る関係書類等を整備し、就学支援金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第18 補則

この要綱に定めるもののほか、就学支援金の交付に関して必要な事項は、法、令、規則及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。